

(後継者人材バンク・創業希望者用)

令和 7 年 月 日

大分県商工会連合会

大分県事業承継・引継ぎ支援センター 御中

住 所 :

署 名 :

電 話 番 号 :

相談申込書兼同意書

私は、貴センターによる事業承継・引継ぎ支援事業（以下「本事業」といいます。）の制度、手続及び内容等の説明を受け、その説明内容を十分に理解し、下記の事項について同意した上で、私の事業の譲受けに関する相談を申し込みます。

記

1. 反社会的勢力とのかかわりが無い旨の誓約（本書裏面「誓約書」記載の事項）
2. 私が貴センターに提供する情報（以下「本情報」といいます。）が、本書裏面「情報の取扱いについて」記載のとおり取り扱われ、また私が事業引継ぎの相手方（候補を含む。）に提供する情報を含め、相手方が事業承継・引継ぎ支援センターに提供した情報も同様に取り扱われることについて、異議を申し述べないこと。
3. 私が貴センターに提出した資料及び今後提出する資料（これらに記載された情報を含み、貴センターが提供先に提供した資料及び情報を含む。）は、本事業の相談及び支援が終了したとき、貴センター又は提供先にて破棄することができるものとし、返還を求めないこと。
4. 経済産業省、中小企業庁、貴センター又は独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部）が実施する本事業等に関するアンケートに協力すること。

以 上

誓 約 書

私は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、大分県商工会連合会及び貴センターにおいて必要があると判断した場合に、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. センターの支援対象として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（支援対象の事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. センターの支援対象として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いてセンターの業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

以 上

情報の取扱いについて

（事業関係者による情報利用）

本事業の遂行及び本事業の評価・分析、制度・運用の改善、効果的な政策の企画立案（以下、「本事業の評価等」という。）の目的のために、本情報を貴センターが、他の事業承継・引継ぎ支援センター、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部）、経済産業省及び中小企業庁に提供し、目的の範囲内において本情報を統計的に処理した上で匿名化した結果を公表することがあること。

（本事業の評価分析等のための情報利用（統計的処理の外部委託））

また、経済産業省及び中小企業庁は、本事業の評価等の目的の範囲内において、経済産業省及び中小企業庁が指定する者に対し、必要かつ適切な監督を行うことを前提に本情報のうち一部を削除又は加工したものを提供することがあり、当該指定した者は当該情報を統計的に処理した上で匿名化した結果を公表することがあること。

以 上